

定期監査の結果について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項の規定により、下記のとおり監査の結果を公表します。

令和3年10月26日

香美市監査委員	岡本 明弘
香美市監査委員	岩崎 昭雄
香美市監査委員	小松 紀夫

記

1 監査に準拠している旨

監査委員は、香美市監査基準（令和2年香美市監査委員告示第1号）に準拠して監査を行った。

2 監査の種類

定期監査（地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定による監査）

3 監査の対象

管財課、環境上下水道課、議会事務局、定住推進課
（令和2年度及び3年度）

4 監査の実施場所・日程

香美市役所 監査委員事務局 ・ 令和3年10月11日、12日、13日、14日

5 監査の着眼点（評価項目）

財務に関する事務の執行が法令に適合し正確かつ効率的に執行されているか、経済性、有効性の観点にも留意して実施した。

6 監査の実施内容

契約書等関係書類の提出を求め、関係法令及び予算に基づいて適正かつ効率的に行われているかどうかについて関係書類を照合検査するとともに、職員からの説明を受けた。

7 監査の結果

一部で改善又は注意を要する事項が見受けられたが、概ね良好に処理されているものと認める。

8 監査の意見

市有地について、利用見込みがないものについては、除草等の維持管理費がかかっていることから、処分を検討されてはどうか。